

# (介護予防) 短期入所生活介護 「悠々」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定第 4670300617 号)

当施設はご契約者に対して(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、利用は可能です。

## 目 次

1	施設経営法人	1
2	利用施設	1
3	居室の概要	1
4	職員の配置状況	2
5	当施設が提供するサービスと利用料金	3
6	施設を退所していただく場合(契約の終了について)	6
7	苦情の受付について	7
8	事故発生時の対応	8
9	損害賠償について	8
10	各種対策について	9
11	入所者の尊厳	10
12	緊急時の対応	10
13	施設利用の留意事項	10
14	裁判管轄について	11

## 1. 施設経営法人

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 福泉会     |
| (2) 法人所在地 | 鹿屋市大浦町14028番地6 |
| (3) 電話番号  | 0994-42-0808   |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 飯隈 忠仁      |
| (5) 設立年月  | 平成13年7月16日     |

## 2. 利用施設

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 施設の種類      | 短期入所生活介護 平成14年9月5日<br>指定鹿児島県第4670300617号                    |
| (2) 施設の目的      | 要介護者に対し、適正な（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。                 |
| (3) 施設の名称      | 社会福祉法人福泉会 特別養護老人ホーム悠々                                       |
| (4) 施設の所在地     | 鹿児島県鹿屋市大浦町14028番地6  |
| (5) 電話番号       | 0994-42-0808  |
| (6) FAX番号      | 0994-42-0880  |
| (7) ホームページアドレス | <a href="http://www.fk-yuyu.net">http://www.fk-yuyu.net</a> |
| (8) 管理者氏名      | 施設長 西北 昭盛   |
| (9) 当施設の運営方針   |   |

①（介護予防）短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）の従業者は、介護予防及び介護保険における短期入所生活介護利用資格を有する方を対象とし、介護保険法等関係諸法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう努める。

②利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その利用者の居宅における生活への復帰を念頭において、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

③地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- |            |           |
|------------|-----------|
| (10) 開設年月日 | 平成14年9月5日 |
| (11) 入所定員  | 30人       |

## 3. 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	部 屋 数	備 考
個室（1人部屋）	2室	従来型個室
2人部屋	2室	多床室
4人部屋	1室	多床室
合 計	5室	10床
食 堂	1ヶ所	
機能訓練室	1室	平行棒・ホットパック等設置
浴 室	1室	特殊浴槽
医 務 室	1室	

居室・設備の種類	部 屋 数	備 考
個室（1人部屋）	20室	従来型個室
合 計	20室	20床
食 堂	2ヶ所	
機能訓練室	2室	
浴 室	1室	特殊浴槽
医 務 室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護において必置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更について

利用者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、本人やご家族等と協議の上決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職 種	指 定 基 準
1 施設長（管理者）	1
2 医師	1
3 生活相談員	1以上
4 介護職員	31以上
5 看護職員	3以上
6 管理栄養士	1以上
7 機能訓練指導員	1以上
8 介護支援専門員	1以上

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (ア) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (イ) 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス

#### 一. サービスの概要

##### ①居室の提供

##### ②食事

ア. 当施設では、栄養士・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

イ. 利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、本人の希望により居室での食事や、ご家族と一緒に別室で食事をとっていただくこともできます。

ウ. 食事メニューの選択において、提供するもので食べられないものについては、代替ができます。

エ. 行事やアクティビティ等で、バイキング等を行い、食事を自由に選択できる機会を設けています。

(食事時間) 下記の時間帯の中であれば、いつでも食事が提供できます。

朝食 8時～10時、昼食 12時～14時、夕食 18時～20時

##### ③入浴

ア. 入浴は週に2回以上行いますが、身体の状態や本人の意向に応じて回数の減少や清拭となる場合があります。

イ. 心身の状況や意向に応じて、普通浴槽・機械浴槽を使用して入浴ができます。

##### ④排泄

ア. 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ⑤機能訓練

ア. 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその低下を防止するための訓練を実施します。

##### ⑥健康管理

ア. 医師や看護職員が体調の把握・異常の早期発見を行い、早期対応に努めます。

##### ⑦短期入所生活介護計画(ケアプラン)の立案

ア. 利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。利用の度、その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

イ. 短期入所生活介護計画(ケアプラン)を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

##### ⑧生活相談

ア. 生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑨その他自立への支援

- ア. 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- イ. 清潔で快適な生活が送れるように、適切な整容が行われるよう援助します。
- ウ. 口腔内の清潔を保つ為、毎日、口腔ケアや歯磨きの支援を行います。

⑩レクリエーション

- ア. 利用者の希望により、レクリエーションや行事等に参加できます。

二. サービス利用料金

別紙の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：介護保険負担割合証に基づく1割又は2割、3割のサービス利用料金)に、居住費、食費を加えた額を事業者に支払うものとします。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合にサービスを利用されたときは、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。もしくは、要介護認定決定後、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：介護保険負担割合証に基づく1割又は2割、3割のサービス利用料金)に、居住費、食費を加えた額を当施設に支払うものとします。

☆利用者は、身元引受人を定めるものとします。身元引受人は、利用者の当施設に対する債務等について、利用者と連帯して負担するものとします。身元引受人の負担は、施設利用料金6ヵ月分相当である極度額676,000円を限度とします。

※極度額計算方法

施設利用料金は個室利用、要介護度5、負担割合1割、負担限度額認定非該当(4段階)を基準とする。(※別紙1参照)

【1月当たりの施設利用料金 112,825円×6ヵ月=676,000円(百単位を切り捨て)

☆居室と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担限度額とします。

☆利用者は、事業者に対して利用開始予定日の前日17時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができるものとします。利用者が利用開始予定日の前日17時までに通知することなく、当日にサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して1日分の居室料及び当日の予定食数分の食費を請求することができるものとします。但し、利用者の入院等の健康状態によるものや事業者が正当と認める事由がある場合は、この限りではありません。

☆利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができるものとします。利用期間中に利用者が入院した場合、短期

入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

## (2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

### ①特別な食事（嗜好品など）

利用者の希望に基づいて、準備した食事のほかに特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

### ②理美容サービス

利用者の希望により、美容師・理容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

### ③レクリエーション、行事参加費

利用者の希望により、レクリエーションや行事等に参加していただけます。

利用料金：要した費用の実費

### ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

利用料金：要した費用の実費

おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑤複写物について

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

複写物交付の利用料金：1枚につき10円

※郵送が必要な場合は別途料金が実費として必要です。

### ⑥領収書の再交付

領収書は大切に保管して下さい。尚、領収書の再発行は原則的に致しかねますが、万が一必要な場合は手数料が1枚210円発生しますのでご了承下さい。

※郵送が必要な場合は別途料金が実費として必要です。

### ⑦電気使用料について

電気を使用する場合1日につき20円いただきます。（例：電気毛布、ラジオ等）

テレビを居室に設置し、ご利用される場合は1日100円となります。

※生命維持の為に不可欠なものに関してはいただきません。（在宅酸素等）

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日以降に請求額が確定いたしますので、25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

① 金融機関口座からの口座自動振替

鹿児島銀行のK-NET（鹿児島ネットサービス）を利用します。

【K-NET預金口座振替依頼書の記入が必要】

口座自動振替を行える金融機関	手数料
鹿児島銀行	110円
南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、 奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美信用組合、 九州労働金庫（鹿児島県内支店）、JAグループ鹿児島県内	132円

② 金融機関口座からの引き落とし（宮崎太陽銀行）

③ 施設の口座へ振り込み

●鹿児島銀行 鹿屋支店 普通口座 1528641

社会福祉法人福泉会 特別養護老人ホーム悠々 理事長 飯隈忠仁

●ゆうちょ銀行又は郵便局 【店名】七八八（読み ナナハチハチ）【店番】788

【預金種目】普通預金 【口座番号】0392788

記号17820 番号3927881

社会福祉法人 福泉会 特別養護老人ホーム 悠々

④ 窓口で現金支払（窓口ご利用時間 月～土曜日 8:30～17:30）

⑤ 送迎時に現金支払

## 6. 契約の終了について

下記事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

- |  |
|--|
| <p>①利用者が死亡した場合</p> <p>②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合</p> <p>③当施設が解散及び破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</p> <p>④当施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合</p> <p>⑥社会通念を超える苦情やハラスメントなど、著しい迷惑行為により双方の信頼 関係改善の見込みがない場合</p> <p>⑦利用者から契約終了の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）</p> <p>⑧当施設から契約終了の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）</p> |
|--|

☆利用者からの契約終了について（中途終了・契約終了）

本契約の有効期間であっても、利用者から契約終了を申し出ることができます。その場合には、契約終了を希望する日の前日までに当施設へ申し出てください。

ただし、以下の場合には即時に契約を終了することができます。

- |  |
|--|
| <p>①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</p> <p>②利用者が入院された場合</p> <p>③当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サー</p> |
|--|

ビスを実施しない場合

- ④当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

☆施設からの契約終了について（契約解除）

- ①利用者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者等によるサービス利用者料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③利用者等が、故意又は重大な過失により当施設又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 7. 苦情の受付について

### (1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者           生活相談員
- 苦情解決責任者           施設長
- ご利用時間               月～土曜日   8時30分～17時30分
- 電話番号                   電話   0994-42-0808

(2) 事業所にある「ご意見箱」に、ご意見をお寄せいただけます。

(3) 施設内に掲示してあります、当施設の定める第三者委員に要望又は苦情を申し出ることができます。

### (4) 行政機関苦情受付

鹿屋市役所 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険係	所在地 鹿屋市共栄町20番1号 電話番号 0994-43-2111 (代表) FAX 0994-41-0701
鹿児島県国民健康保険団体連合会 分館 介護保険課介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町6番6号 電話番号 099-213-5122 FAX 099-250-4307
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707



☆成年後見制度・権利擁護においても、次の機関において相談ができます。

鹿屋市社会福祉協議会 福祉サービス利用支援室	所在地 鹿屋市大手町1番1号 電話番号 0994-44-2951 FAX 0994-44-7757
鹿屋市地域包括支援センター	所在地 : 鹿屋市吾平町麓51-1 電話番号 : 0994-45-6969 FAX : 0994-45-6884
鹿屋市役所 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険係	所在地 鹿屋市共栄町20番1号 電話番号 0994-31-1116 FAX 0994-41-0701

## 8. 事故発生時の対応

短期入所生活介護サービスの提供に伴い事故が発生した場合、速やかに市町村への報告書の提出、身元引受人又は後見人等、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、短期入所生活介護サービスの提供又は送迎により、当施設に責任がある賠償すべき事故が発生した場合は、当施設が加入する賠償責任保険等により損害賠償を速やかに行います。

## 9. 損害賠償について

- ①当施設は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、当施設は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- ②当施設は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。
- ③利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は身元引受人又は後見人等が負担します。

(損害賠償がなされない場合)

当施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償責任を免れます。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ②利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③利用者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④利用者が、当施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

## 10. 各種対策について

### (1) 非常災害及び感染症対策

当施設では、非常災害、感染症、その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ災害等に関する計画を作成し、その計画に基づき、利用者及び職員等の訓練を行います。

- ・防災訓練・感染症発生時訓練 年2回以上

### (2) 事故発生防止についての対策

事故発生防止委員会を3ヵ月に1回以上あるいは必要時に開催し、当施設の事故発生防止及び安全対策を協議・検討します。協議内容については、記録を整備します。短期入所生活介護サービスの提供に伴い事故が発生した場合、速やかに市町村への報告書の提出、利用者及び身元引受人又は後見人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。その事故が当施設の責任による事故の場合は、当施設が加入する賠償責任保険等により損害を賠償します。

### (3) 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化対策

高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化検討委員会を3ヵ月に1回以上あるいは必要時に開催し、当施設の虐待発生防止ならびに身体的拘束の状況を協議・検討し、廃止へ向けた取り組みを行います。協議内容については、記録を整備し職員へ周知いたします。また職員に対して、高齢者虐待防止の基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するために、年に2回以上の研修を行います。当施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

### (4) 褥瘡防止対策

褥瘡委員会を3ヵ月に1回以上あるいは必要時に開催し、当施設の褥瘡対策を討議・検討し、その効率的な推進を図り、予防と治療を行います。

### (5) 感染症対策

感染症対策委員会を3ヵ月に1回以上あるいは必要時に開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、

安全な生活環境の構築に努めます。

#### (6) 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人、後見人、その家族等の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との契約内容としています。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を市町村、居宅支援事業者その他の介護支援事業者等への情報を提供いたします。その他に、サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等に使用することがあります。その際には予め説明を行い、同意をいただきます。

### 1 1. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため各種マニュアルを作成し、職員教育を行います。

### 1 2. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	井ノ上病院
所在地	鹿屋市王子町3980番地1
電話番号	0994-42-5275
診療科	内科、外科、整形外科

#### ※緊急時の連絡先

緊急時の場合には、「重要事項説明書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 1 3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての安全性・快適性を確保する為、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- (2) 環境変化により状態悪化（興奮、拒否、強い帰宅願望など）にてどうしても対応困難時は家族に迎えにきてもらうこともありますのでご了承ください。
- (3) 施設の体制上、夜間帯は少人数の人員配置になることをご了承ください。尚、介護保険上の人員配置基準は満たしております。
- (4) 短期入所生活介護利用中に風邪等の体調不良や状態悪化時は担当の居宅介護支援専門員や身元引受人又は後見人等、その他の家族に連絡を行います。身元引受人又は後見人等、その他の家族との協議により短期入所生活介護の利用を中断することもありますのでご了承ください。
- (5) 施設送迎は自宅と悠々までの往復の実施となり、病院から悠々の送迎となると、介護保険での施設送迎の実施はできないため、自費となりますのであらかじめご了承ください。  
(例：5km以内は500円（井ノ上病院、池田病院など）の請求となります。)

(6) 面会

面会時間 8:00 ~ 19:00 ※災害や感染症発生など非常時を除く

上記の時間以外でも緊急時その他施設が認める場合においては許可するものとします。

※来訪者は、必ず事務所窓口設置の面会票に記載して下さい。

※来訪時に、生もの・危険物の持ち込みは御遠慮ください。

※施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、御遠慮ください。

※職員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

(7) 外出

外出をされる場合は、事前に「外出届」を提出して頂き、外出に必要な準備を致します（食事、薬の準備など）。

(8) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。また、火気等の管理は全て施設管理とさせていただきます。

(9) 施設・設備使用上の注意

- ①居室及び共用施設、各備品、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行う事はできません
- ⑤職員に対する各種ハラスメント（精神的・肉体的・セクシャル等）に該当する行為に対しては、適切に対応させていただきます。

1 4. 裁判管轄について

当施設の利用契約において、止むを得ず訴訟とする必要が生じた場合は、利用者及び事業者は当施設の居住地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とさせていただきます。

鹿児島地方裁判所 鹿屋支部 鹿児島家庭裁判所 鹿屋支部 鹿屋簡易裁判所	所在地：鹿児島県鹿屋市打馬1-2-14 電話番号：0994-43-2330
---	--

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、書面「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護 「悠々」

説明者職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、書面「重要事項説明書」に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、これを十分理解し短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

年 月 日

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(身元引受人又は後見人等)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 続 柄 \_\_\_\_\_

連絡先 (自宅) \_\_\_\_\_

(携帯) \_\_\_\_\_

緊急時の連絡先

住 所	
氏 名	続柄 ( )
電話番号	携帯 ( )